

豊川市監査公表第59号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年3月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
健康福祉部	介護高齢課	平成26年4月 1日 ～同年8月31日	平成26年10月10日 ～同年11月 6日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【健康福祉部介護高齢課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 医療法人信愛会に、音羽高齢者生きがい活動センター一般浴室管理委託として、施設の利用許可を含む全ての管理業務を委託していることから、指定管理者制度の導入を検討されたい。
- (イ) 福祉センター（いかまい館）の指定管理に係る運営経費に、株式会社本宮の副社長の役員報酬が計上されているが、実態を把握するとともに、その妥当性について検討されたい。

イ 改善事項

- (ア) 介護高齢課で取扱う公金の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う職員を分任出納員に任命されたい。
- (イ) 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件が示されていないため、改善されたい。
(ふれあいセンター、福祉センター(いかまい館)、御津福祉保健センターの飲料水等自動販売機)
- (ウ) 福祉センター（いかまい館）の指定管理協定書等に、貸館業務に係る使用料の払込期限が、具体的に明記されていないため、改善されたい。